



鳥取県公報

平成16年 6月25日(金)
号外第101号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する 条例施行規則 (59) (管財課) 2
------------	---

規 則

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則

1 趣旨 (第1条関係)

この規則は、鳥取県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例 (以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 身分証明書 (第4条関係)

放置自動車の状況等の調査を行う職員の身分証明書の様式を定める事とした。

3 放置自動車の移動等に係る通知等 (第5条関係)

(1) 放置自動車の移動等を行った場合に当該放置自動車の所有者等に対して行う通知の様式を定める事とした。

(2) 放置自動車の移動等を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明しないときには、放置自動車が放置されていた場所等に、放置自動車を移動し、保管した旨を掲示することにより公示を行う事とする事とした。

4 廃物認定の告示 (第6条関係)

放置自動車の廃物認定の告示は、放置されていた場所等を鳥取県公報へ掲載することにより行うものとする事とした。

5 処分の告示 (第7条関係)

放置自動車の処分の告示は、警告書をはり付けた日等を鳥取県公報へ掲載することにより行うものとする事とした。

6 事務の委任 (第8条関係)

地方自治法の規定により知事が条例及びこの規則に基づく権限を委任するときは、鳥取県事務処理権限規則に規定するもののほか、委任する権限及び委任先を告示するものとする事とした。

7 その他

その他必要な事項を規定することとした。

8 施行期日等

(1) この規則は、公布の日から施行することとした。

(2) この規則 ((4)を除く。)は、平成19年3月31日限り、その効力を失うこととした。

- (3) 所要の経過措置を講ずることとした。
- (4) 鳥取県事務処理権限規則について所要の改正を行うこととした。

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年6月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第59号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県有地等 条例第2条第1号に規定する県有地等をいう。
- (2) 自動車 条例第2条第2号に規定する自動車をいう。
- (3) 放置 条例第2条第3号に規定する放置をいう。
- (4) 放置自動車 条例第2条第4号に規定する放置自動車をいう。

(警察署への通報)

第3条 条例第4条第2項の規定による警察署への通報は、放置自動車が盗難に係るものであるかどうかの確認のために行うものとする。

(身分証明書)

第4条 条例第4条第4項に規定する身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。

(放置自動車の移動等に係る通知等)

第5条 条例第5条第2項の規定による通知は、放置自動車移動保管通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第5条第2項ただし書に規定する公示は、放置自動車が放置されていた場所、県庁の掲示場その他知事が必要と認める場所に、放置自動車を移動し、保管した旨を掲示することにより行うものとする。

(廃物認定の告示)

第6条 条例第7条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項を鳥取県公報へ掲載することにより行うものとする。

- (1) 放置されていた場所
- (2) 放置自動車の車名又は塗色のうち判明しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、放置自動車を特定する事項

(処分)の告示)

第7条 条例第8条第2項の規定による告示は、同項に規定する事項を鳥取県公報へ掲載することにより行うものとする。

2 条例第8条第2項第5号に規定する規則で定める事項は、放置自動車の引取りの方法とする。

(事務の委任)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項又は第180条の2の規定により知事が条例及びこの規

- (9) 同条例第7条第2項の規定による告示
- (10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分
- (11) 同条例第8条第2項の規定による告示
- (12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分
- (13) 同条例第9条の規定による費用の請求

略	
農業 大学 校	一及び二 略 三 その他 1-3 略 4 庁舎管理に関する事務(農業大学の庁舎又は構内におけるものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> (一) 鳥取県庁内取締に関する規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 同規則第3条第1項の規定による物品販売等の許可 (2) 同規則第6条の規定による必要な措置の命令 (二) 農有建物に関する広告物等取扱規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 同訓令第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可 (2) 同訓令第5条ただし書の規定による(1)の許可の取消し (三) 鳥取県宿舎管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち農業大学の宿舎に係るもの (四) 鳥取県農有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書のはり付け (2) 同条例第4条第2項の規定による警察署への通報 (3) 同条例第4条第3項の規定による施設の解錠及び車内の調査 (4) 同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移動及び保管 (5) 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示 (6) 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の勧告 (7) 同条例第6条第2項の規定による勧告に従うことの命令 (8) 同条例第7条第1項の規定による廃物の認定 (9) 同条例第7条第2項の規定による告示 (10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分 (11) 同条例第8条第2項の規定による告示 (12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分 (13) 同条例第9条の規定による費用の請求
略	

略	
農業 大学 校	一及び二 略 三 その他 1-3 略 4 庁舎管理に関する事務(農業大学の庁舎又は構内におけるものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> (一) 鳥取県庁内取締に関する規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 同規則第3条第1項の規定による物品販売等の許可 (2) 同規則第6条の規定による必要な措置の命令 (二) 農有建物に関する広告物等取扱規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 同訓令第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可 (2) 同訓令第5条ただし書の規定による(1)の許可の取消し (三) 鳥取県宿舎管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち農業大学の宿舎に係るもの
略	

様式第1号 (第4条関係)

(表)

調 査 員 証 明 書		番 号
写 真	所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例第4条第1項及び第3項の規定により放置自動車の状況等の調査を行う職員であることを証する。		
年 月 日	職 氏 名	印

(裏)

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例 (抜すい)
(調査等)

第4条 知事は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。

2 略

3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内の調査をすることができる。

(1) 道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあっては、当該自動車登録番号標が取り外されていること若しくはその表示内容が読みとれないこと又は同法第15条第1項若しくは第3項若しくは第16条第1項の規定による抹消登録がなされていること。

(2) 道路運送車両法第73条第1項の規定により車両番号標を表示しなければならないこととされている自動車にあっては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容が読みとれないこと。

(3) 放置自動車の外部からの調査のみでは所有者等が判明しないこと。

4 第1項及び前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項及び第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第2号 (第5条関係)

放置自動車移動保管通知書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例第5条第1項の規定により、放置自動車を移動し、保管しましたので、次のとおり通知します。

放置されていた場所	
車 名	
種 別 ・ 特 徴	
塗 色	
車 体 番 号	
自 動 車 登 録 番 号	
保管している場所	
引 取 期 限	

